⑹　本業務は、技術提案等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格1,000万円を超える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

⑺　本業務は、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約した場合（予定価格が100万円を超え1,000万円以下の業務においては「調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格で契約した場合」）、業務の品質確保を図ることを目的とし、契約図書の照査の有無に関わらず、契約相手方の負担において第三者照査を実施することを義務づける業務である。

⑻　本業務は、参加表明書を提出した者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する業務である。

2　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格　入札に参加しようとする者は、1）に掲げる資格を満たしている単体企業又は2）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

1）単体企業

①　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　関東地方整備局（港湾空港関係）における平成29・30年度「測量・調査」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格のA等級の決定を受けているものであること。ただし、開札の日までに資格決定が得られない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効とする。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再決定を受けたものを除く。）でないこと。

④　参加表明書の受領期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑤　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2）設計共同体　単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年10月18日付け関東地方整備局副局長）に示すところにより、関東地方整備局副局長から東京国際空港A誘導路他土質調査に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

⑵　入札参加者を選定するための基準　選定段階における評価基準により指名するものとし、詳細については入札説明書による。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　指名された入札参加者は、「価格」及び「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針等」をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記⑵総合評価の評価方法によって得られた数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も良い者を落札者とすることがある。

②　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後の業務コストを行うものとする。

③　上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑵　総合評価の評価方法

①　評価値の算出方法　評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

②　価格評価点の算出方法　価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（1－入札価格／予定価格）

価格評価点の配分点は60点とする。

③　技術評価点の算出方法　技術提案書等（参加表明書等）の内容に応じ、下記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。（ただし、Ⅲの評価項目は、「履行確実性」の技術評価を行う場合に限る。1⑹参照）

なお、技術評価点の配分点は60点とする。

Ⅰ　予定管理技術者の経験及び能力

Ⅱ　実施方針等

Ⅲ　技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝（技術評価点の配分点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（Ⅰに係る評価点）＋（技術提案評価点）×（Ⅲの評価に基づく履行確実性度）（※）

（※）Ⅲの評価を行わない場合は下線部分不用

技術提案評価点＝（Ⅱに係る評価点）

4　入札手続等

⑴　担当部局

〒231―8436 横浜市中区北仲通5―57横浜第2合同庁舎15階　関東地方整備局総務部経理調達課契約管理係　関根　　徹

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成29年10月18日から平成30年2月5日まで

入手場所：入札説明書等を入札情報サービスより配付する。

（入札情報サービスＵＲＬ

http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/）

これによりがたい場合は、上記⑴に掲げる担当部局にて配付する。

⑶　参加表明書の受領期限並びに提出場所、方法

受領期限：平成29年11月13日12時00分

提出場所：紙入札方式による場合は上記⑴に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、上記⑴の担当部局に持参又は郵送等（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。（以下、「郵送等」という。））すること。

なお、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること（頁の例：1／○○～○○／○○）。

⑷　技術提案書の受領期限並びに提出場所、方法

受領期限：平成30年1月16日12時00分

提出場所：紙入札方式による場合は上記⑴に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、上記⑴の担当部局に持参又は郵送等（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。（以下、「郵送等」という。））すること。

なお、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること（頁の例：1／○○～○○／○○）。